

ムダなダムをストップ!!

事務局より No. 21 2008年 9月 5日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

“ムダなダム”裁判 今後の日程 いずれも宇都宮地裁302号法廷

☆ 10月 9日(木) 11:00～ 対栃木県知事・3ダム訴訟

水戸と東京では7月末、大熊孝・前新潟大教授を立ててハッ場ダムの治水の証人尋問をおこなった。群馬では9月5日にダムサイトの危険性と環境についての証人尋問が予定されている。栃木ではこれらの尋問調書を参考に、作戦を考えようとしている。次回期日には、ハッ場ダムの治水についてと、南摩ダムの利水についての立証計画を出す予定。

☆ 対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟は、8月27日(水)に結審した。前回(7月16日)に結審の予定だったのが、書面提出の都合上、この日が最終となった。判決の言い渡しは、来年1月28日(水) 13:15～の予定。

南摩川自然観察会&ヤマナシ収穫祭

のお知らせ

恒例になった南摩川自然観察会も6回目。今回も野鳥の会他との共催で行います。春には白い花をたくさん付けていたヤマナシの大木も、収穫の季節を迎えているはず。あのヤマナシにまた会いに行きませんか。豚汁のサービスもあります。

日時：2008年10月11日(土) 9時～12時30分

集合：鹿沼市上南摩室瀬 室瀬バス停付近

持ち物：昼食としておにぎり・飲み物等適宜、観察用具、筆記用具、川に入りたい人は長靴等

参加費：500円(昼食材料代等)

共催：ムダなダムをストップさせる栃木の会・思川開発事業を考える流域の会・日本野鳥の会栃木県支部・水環境条例制定ネットワーク

参加申込・問合わせ：事務局まで(TEL0285-23-8505

FAX0285-22-5608)

下流県の人たちと一緒に

紅葉の水源地域にダム群と溪流を巡る

詳細は同封チラシで

バスツアーとミニ学習会

栃木県は利根川に接していないのに

ハッ場ダムに対し10億円もの負担をする

その根拠は過大な洪水流量と非科学的な数字・・・伊藤陳述

対栃木県知事・3ダム訴訟 第17回 08/7/3 (木)

準備書面18の要旨を原告の伊藤武晴さん(ムダなダムをストップさせる栃木の会事務局長)がパワーポイントを使用し、口頭陳述した。

利根川の治水に関しては、ハッ場ダムは不要であり河川改修だけでよい。カスリーン台風再来の場合でも、ハッ場ダムによる治水効果はほとんどゼロであることが、国交省のデータからハッキリしている。治水面では役に立たない、むだなダムである。それなのに、栃木県はこのダムで10億円もの負担をすることになっている。

利根川に面していない栃木県がなぜこんなにも高額な負担をすることになっているのか。その根拠になっているのが、甲B62号証の浸水区域図である。利根川から栃木県境までは7kmも離れているのに、過大な洪水流量と非科学的な数字からおおざっぱに被害額が計算された。

2005年に国交省から示された洪水浸水想定区域図は、かなり精密なコンピューターシミュレーションに基づくものであり、この図では足利市、佐野市は浸水区域から完全にはずされている。藤岡町については2005年の浸水想定区域図でも多少残っているが、私は現地を実際に歩いて調べてみた。すると、2005年の浸水想定区域図でさえも、かなり過大であることが判った。仮に藤岡町の浸水区域が従来の(2005年当時の)ままであるとしても、浸水区域の面積からすると10分の1以下となる。従って10億円というのはいかにも過大である。

栃木県が国交省からの問い合わせに対して精査をすれば、このような間違いは起こらなかったはずである。国交省からの問い合わせにどのように回答したのか、県に情報を求めたが、全く回答しない。唯々諾々と国の主張に従ったとしか考えられず、違法な行為である。

陳述は以上。

いよいよ弁論終結へ 判決は?

対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟・第18回 08/7/16 (水)

【法廷の状況】

裁判長：原告から訴えの変更申立書が出されました。提訴後も差止を求めていた各負担金の支出が行われており、また、宇都宮市上下水道事業管理者が福富一裕氏、今井利男氏、津田利幸氏と変わっていることから、それぞれの就任期間に支出された各負担金について損害賠償請求を行うということですね。

原告弁：はい。差し止めを求めて訴訟を行っている最中にも支出は続いているため、当初に求めていた2004(平成16)年9月10日以前の1年間の支出についての損害賠償の請求に加えて、同年9月11日以降の各負担金の支出について、被告からの回答に基づき、支出した管理者に対する損害賠償の請求を追加しました。併せて、市長に対する損害賠償の請求についても追加しましたが、被告からの回答では、2004(平成16)年9月11日から現市長が就任した同年11月29日までの間の支出額が不明だったので、とりあえずはその間の支出はないものとして扱いました。被告らにおいて、その間にも支出があったというのであれば、明らかにして欲しい。その場合は、改めて、その金額を、現市長に対する損害賠償請求額から引き、前市長の賠償額に加える変更をしたい。

裁判長：被告はこの訴えの変更に対する答弁書を出してください。中身についての主張は今日で終わりなので、判決に取りかかれるが、体裁がきちんとしなさいといけない

ので、終結は今日ではできませんね。

裁判長：原告から準備書面10が出ています。これを陳述しますね。

原告弁：はい。

裁判長：被告から、最終準備書面その1、その2が出ています。宇都宮市長からは、上下水道管理者の準備書面を援用するとの書面が出ています。これを陳述しますね。

被告弁：はい。

原告弁：証拠を提出しています。

裁判長：甲62から67までですね。意見書は原本で、あとは写しですね。

原告弁：はい。

裁判長：では、被告は、今回の訴えの変更の申立書の内容について変更の必要があれば、至急原告に回答してください。その場合には、原告は、速やかに変更の申立をしてください。被告らは、次回までに、訴えの変更に対する答弁書を提出してください。また、新たに損害賠償請求の相手とされた方に対する訴訟告知も速やかにしてください。

今回は8月27日(水)の午後1時15分~とします。双方とも8月11日までにすべてのものを出してください。

【弁護士会館での説明会より】

大木弁護士：今日は本当は結審の予定だった。この間、高橋弁護士を含めた弁護団は最終準備書面の作成で大変だった。みなさんの所には若狭先生が一つにまとめた最終準備書面案が転送され、また、最後の弁護団会議の結果を赤字で反映させた訂正案が3回に分けて送信されている。そして、みなさんの意見を取り入れたり、読み直しをしたりして、直前まで最終準備書面の作成をしていた。目次については、若狭弁護士がぎりぎりまでかかって作成してくれた。

大木弁護士：最終準備書面を書いている過程で、「差し止めを求めているがその間にも支出は続いているのでどうしようかと考え、判例を調べたら、損害賠償請求をすることができる」と気づいた。そこで、2004(平成16)年9月11日以降の支出分については管理者(水道事業管理者がその都度変わっていたので)を明らかにして欲しいと渋川弁護士に求め、その回答を前提に、訴えの変更申立を今日提出した。2004(平成16)年11月28日までは福田富一氏、29日以降は佐藤栄一氏だが、20日~28日の間は助役が職務を代行したのかもしれない。しかし、とりあえず、2000(平成16)年9月11日以降はすべて佐藤栄一氏が責任を持つということで訴えの変更申立書を出した。もし、その内容に誤りがあれば、被告側から指摘してもらって、その上でこちらが更に訂正し、それについて、次回までに被告が答弁することになる。実質的審議は今日で終わるが、そういったことや損害賠償を請求する相手方に対する訴訟告知をする必要があるので、最終的な形式的結審期日は8月27日となる。

湯西川ダム訴訟・・・

事実上今日で結審、やれるだけのことはやった

3ダム訴訟・・・来年春頃が山場になる？

2007年度総会報告

ムダなダムをストップさせる栃木の会の2007年度総会が7月16日の裁判終了後、県弁護士会館で開かれた。

- (1) 高橋信正代表の挨拶：諫早の判決を見て判る通り、時代は確実に変わってきている。宇都宮市長相手の裁判は事実上今日で結審となったが、やれるだけのことはや

った、と考えている。

(2) 活動報告 (伊藤武晴事務局長)

1年間の活動報告として、南摩ダムでの観察会、風穴見学会、訴訟3周年集会(1都5県連絡会主催)、県知事あて「八ッ場ダム工事延長に関する要望書」提出等の報告、事務局日より5回発行等の報告があった。

(3) これまでの訴訟活動の概要と今後の展望 (大木副代表)

この1年間、宇都宮市の事件では、水道局長郷間さんの反対尋問で水需要予測のいい加減さが明らかにされ、宇大教授長谷部さんが「適正な見直しをやっていた」と豪語していたものの真実が明らかにされた。一方、嶋津さんの証言では、水源は足りており、ダムへの参加は必要ないと明らかにできた。1都5県の証人尋問の先駆けとして、内容的には責任を果たせたと思う。パワーポイントを使いながらの主尋問は、栃木で先鞭を付けた形となり、以後他県でも続いている。市が水源構成の見直しをやったことが、裁判官にどう評価されるのかがポイントだ。

県知事相手の裁判はダムが3つもあるので、他県より遅れている。7月29、30日に水戸と東京で証人尋問があり、大熊孝先生が証人となる。9月5日は前橋でも、ダムの危険性に関して証人尋問が行われる。栃木では10月9日の予定。他県の証人尋問調書が出た上で、作戦を立てるつもり。立証の準備も冬から来年春頃が山場となるだろう。

(4) 会計報告・監査報告 (別紙参照)

(5) 役員選任については、全員再任された

(6) 今後の活動の提案 (伊藤事務局長) として、下流県の人たちへ呼びかける「紅葉の水源地域にダムと溪流を巡る」バスツアーを計画することが承認された。湯西川温泉駅からマイクロバスを使い、五十里ダム・川治ダムをまわり湯西川の風穴を見学。川俣温泉で宿泊しながらミニ学習会を開く。翌日は東大芦川の「清流の碑」の前でダムを回避した清流の素晴らしさを再確認。南摩ダム建設予定地を経て栃木方面へ。日程は11月8(土)~9(日)と決まった。

本誌紹介

「ダムは水害をひきおこす」

— 球磨川・川辺川の水害被害者は語る —

球磨川流域・住民聞き取り調査報告週編集委員会・編

球磨川の本・支流域で毎年のように水害に見舞われながらも、一方では「球磨川の水を飲んでいた」「真っ黒になるくらい鮎がおった」「大水がでた後は濁り搦いで、たくさん魚が採れた」等々、川の恩恵を受けながら川と共存して生きてきた人々が、異口同音に漏らすのは、昭和40年7月の水害のことだ。上流に市房ダムができたばかりのこの年の水害を境に、新たな水害地帯が出現した。それまで経験したことのない事態に加え、行政の不適切な対応に、住民はますます不安を募らせて行く。

市房ダムの放流が水害の原因だと考える住民は、以後、川辺川ダムの建設を進める建設省の治水計画に対して異議を唱え続けている。

この本の閲覧を希望される方は事務局までご連絡ください

会費納入のお願い

4月から2008年度に入っています。2008年度の会費が未だの会員には振込用紙を同封させていただきました。会費納入をどうぞよろしくお願いいたします。年会費：3000円。カンパはいくらでも。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：小山市城東 2-10-22

TEL：0285-23-8505

FAX：0285-22-5608

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609

参加者募集のご案内

紅葉の水源地域に

ダム群と溪流を巡る

利根川の支流・鬼怒川の上流部には五十里ダム(昭和31年完成)、川俣ダム(昭和41年完成)、川治ダム(昭和58年完成)があり、さらに現在湯西川ダム建設工事中(訴訟対象)。利根川の支流では・思川開発事業(住民の反対で事業規模半減)が進行中(訴訟対象)、セツの県事業「東大芦川ダム」は住民の抵抗で中止。今回のツアーでは、これらのダム群を巡検し、ムダと公共事業と自然の様子を確認し、次ぎへの糧にできればとの思いを込めて企画しました。「ムダなダムはいらない」、治水は、流入抑止と河道整備で、利水は、雨水、地下水の賢明利用で……。

日時 : 2008年11月8日(土)～9日(日)

*浅草発 7:30 特急けごん1号 東武日光乗換 鬼怒川温泉駅着 9:40

*浅草発 8:00 特急きぬ 103号 直通 鬼怒川温泉駅着 9:57

*JR新宿発 7:31 特急 日光1号 東武日光乗換 鬼怒川温泉駅着 9:40

集合:10:00 鬼怒川温泉駅(東武日光線)

コース:8日 鬼怒川温泉駅→湯西川ダム建設予定地→風穴見学→湯西川温泉駅(道の駅)で昼食
→五十里ダム(展望台から)→川治ダム(資料館見学)

→川俣ダム展望台・薄々と水をたたえるダム湖と、水のない死の川を観る

→川俣温泉 国民宿舎「溪山荘」(全和室)→到着後は自由散策

9日 →川俣ダム(資料館)→ダムサイト、瀬戸合峡谷を展望→日光霧降高原経由

→今市→鹿沼→大芦川・清流の碑(東大芦川ダム建設阻止の記念碑)→白井平紅葉

→大芦川自然クラブで昼食 と自然学習会

お話:大芦川自然クラブ 関谷塾長・大芦川漁業組合 石原組合長

→南摩ダム建設予定地・上流から→ダムサイトへ

→解散 東武新鹿沼駅 17:00

*浅草行き 17:20 特急きぬ 130号 終着 18:4

*浅草行き 17:50 特急きぬ 132号 終着 19:15

募集人数:先着30名まで(地元の方はマイカー参加を歓迎します)

参加費:宿泊費8,500円(予定)(初日の昼食は参加者負担、バス代と2日目の昼食は主催者負担)

申込締切:10月5日

申込先:ムダなダムをストップさせる栃木の会・事務局 伊藤武晴

申込方法:メール team0101@beach.ocn.ne.jp またはFAX 0285-22-5608

(TEL 0285-23-8505)

・参加者人数(大人 人、子ども 人)、参加者氏名、連絡先をお願いします

・申込時に宿泊費の8500円/人を振り込んでくださるようお願いいたします

郵便振替口座:00140-1-500609

口座名義:ムダなダムをストップさせる栃木の会

主催:ムダなダムをストップさせる栃木の会・思川開発事業を考える流域の会



霞ヶ浦導水事業は那珂川の



アユと自然環境に どのような 影響をおよぼすか

どなたでも
お気軽に
ご参加下さい

学術シンポジウムのご案内

参加費無料

茨城会場

9月6日(土)午後1時～5時
城里町「コミュニティセンター城里」
城里町石塚1428-1(城里町役場隣)電話029-288-6100

栃木会場

9月7日(日)午後1時～5時
大田原市「ホテル花月」
大田原市黒羽向町2 電話0287-54-1105

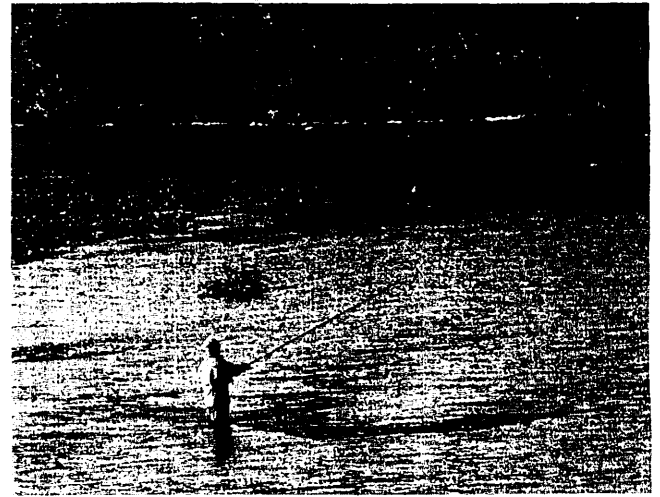
那珂川はアユの漁獲量日本一、57種類もの魚が棲息する清流です。秋には孵化したばかりのアユ仔魚が海に下り、春には銀鱗を躍らせて川を溯上します。

那須の山々を源流にした豊かな水量と、漁業者や住民たちによる努力が清流と生態系をはぐくんできました。

いま「日本最後の清流といわれる那珂川と霞ヶ浦を導水管で結ぶ霞ヶ浦導水事業」(「月刊釣り人」8月号)によって、那珂川のアユ・生態系が危機にさらされています。

那珂川の関係漁協は「清流とアユ・魚類を守り、孫子に残す」ために、導水・取水口建設の中止を求めています。

シンポジウムでは、専門家によって学術的見地から導水事業とアユ・生態系について様々な報告を行い、参加者のご意見を交えて討論します。どなたでもお気軽にご参加ください。



- 時代の流れと霞ヶ浦導水事業の根本問題
- 導水による流量低下と魚類・生態系への影響
- 日本一の天然アユに及ぼす導水事業の影響
- 導水事業で霞ヶ浦・千波湖は浄化されるのか
- 導水事業で損なわれる生物多様性

- 川崎 健(東北大学名誉教授)
- 浜田篤信(元茨城県内水面水産試験場長)
- 高橋勇夫(河川生物調査事務所長)
- 高村義親(茨城大学名誉教授)
- 丸山 隆(東京海洋大学助教)

[共催] 霞ヶ浦導水事業による魚類・生態系影響評価委員会

那珂川関係漁業協同組合協議会

那珂川漁協、那珂川第1漁協、緒川漁協、栃木県那珂川漁連、那珂川北部漁協、
那珂川南部漁協、茂木町漁協、那珂川中央漁協

お問い合わせは 那珂川関係漁協協議会事務局・那珂川漁協へ TEL・FAX 029-288-3034

[後援] 茨城県内水面漁業協同組合連合会、栃木県漁業協同組合連合会